

第6回信州型自然保育検討委員会 議事概要

日時：平成27年1月30日

14時から17時まで

会場：議会棟401号会議室

1 あいさつ

山本こども・若者担当部長

2 検討事項1 信州型自然保育認定制度について

●上原委員長あいさつ

生みの苦しみはたっぷり味わいましょうかね。チャレンジ精神で行きたいと思います。僕の気持ちとしては、やはり信州型自然保育という一つのスタイル。そういう新しいタイプを生み出すということで、長野県の保育あるいは修学前教育の豊かさや層の厚さを表現したいと思っています。こぞって、他の幼稚園や保育園も加わっていただきたいと思っています。

●事務局から資料1-1、1-2、1-3、1-4について説明

●上原委員長

本日のポイントと認定制度の仕組、その仕組の骨となる基準の御説明をいただきました。基準ですが、申請における過重な負担は避けたい。目線を変えると、日常の事業展開を書類として作成すれば、かなりの部分は充足されるような仕組となっております。

御意見をお願いします。ケーススタディ的でも結構です。

●荒井委員

この短期間でいろいろまとめていただきありがとうございます。

僕が気になったのは、認定基準の14番です。2年以上の指導経験というのは、どういう意味で言われているのかということがまず一つ。例えば、年1回のキャンプの指導を2年に2回すればそれはOKなのか。そういうことです。それと同時に、全ての常勤保育者ということになりますと、特化型を申請した園は、新規職員を採用できるのかという問題が出てくるのかと思いますが、その点はどう考えているのでしょうか。

●本城委員

同じく 14 番なんですけども、例えば森のようちえんぴっぴでは現在 5 名の常勤保育者がいて、全員有資格者です。ところがその内の一名は 2013 年の春に入社しているので、その前は公立の保育者で働いており、有資格者であるし保育園での勤務経験も長いのですが、通算 2 年以上の自然体験に関する指導経験でいうと、現段階では 1 年未満になるというケースが、他の特化型を目指す団体においてもあるのではないかなと思います。

●上原委員長

本城さんとしては、こんな基準なら可能だなという発想はおありですか。

●本城委員

過半数だとか、2/3 だとかであれば、新規で採用した人もなんとかいけるかなと思いますが、全てということだと、特化型を目指すには難しくなってしまうというような実情があります。

●事務局

確かに事務局としても「全てに」という文言はどうかという考えがありました。今、実情を教えていただいたので、ここは検討すべきだと思ったところではあります。

また、今思ったことですが、「自然体験に関する」というのも、どういう内容のことを指すのか、あとは、指導経験というのも先ほどの年 1 回であればいいのか等の頻度の問題も出てくるのもあるなと感じました。

実は基準の 14 は今までになかった新しい基準として「質の担保」の中に入れたものですので、確かにそういう意味でいうと、もう少し議論した方がいいなというのが率直な感想です。

●上原委員長

お二人の話を聞かせていただいて思ったことですが、よく保育園や幼稚園は代替えの方が出入りするので、そういった方々まで及ぶと考えると、なおさら動かなくなってしまうかもしれませんね。

●本城委員

修正されて、認定制度自体が特化型と普及型に分かれ、認定基準も整理されていますし、特に特化型に関わる基準で、自然体験活動に関わる時間の量的な部分と指導者の部分の質や資格に明確に絞られたのは、分かりやすくなったなと感じています。それを前提に、13 番と 16 番の基準について質問です。

16 番の基準に関するところを見ると、①～⑤まで消防本部、日本赤十字社、MFA ジャパ

ンがやっているものになっています。MFAは国連の世界安全機構公認のものなので、どれも公的性格がある、ある意味しっかりとした基準を持った講習をやっている団体だと認識しています。一方で、自然体験活動の指導者資格一覧は、①～④は、例えばCONEは収支報告もウェブ上で公開されていますし、団体としても予算規模の大きくて公的性格が強い。国立青少年教育振興機構は言うまでもないですが、そういう公的性格があります。しかし、⑥～⑩は全て任意団体でありますし、例えば⑩の自然遊びインストラクターは数年前に子育て環境支援センターという団体が解散されて、この森の子育て文化をつなぐ研究会に引き継がれており、団体としての存続や認定のしっかりとした養成講座なのかということについては、疑問があります。

少なくとも、県がしっかりとした認定をするのであれば、収支報告がしっかりと公開されているですか、特定非営利活動法人であるとか、もしくは他の一般社団法人であったり公益社団法人だったりとかが発行している資格というふうに限定した方が、安全管理のところと評価の質が一致してくるのではないかと思います。

●事務局

ここの指導者資格ですが、実は他にもいろいろな自然体験活動に関するような講習や指導者資格を出しているもの、この倍ぐらい調べればありました。その中で、比較的自然体験に焦点を当てているだろうということで考えられたものを10個抽出したのですが、確かに、今御指摘いただいたように、その資格を出している団体そのものの信頼性というのは、もうちょっとしっかり調べた方がいいかなとは思っています。今後検討させていただきたいと思います。

ただ、この指導者資格を特化型の特徴を示す基準として入れたということについては、例えば、特化型の園の指導者がどれだけの資質を持っているのかをなかなか客観的に測ることが難しいなと考えている中で、一つの補助的な基準としてこういう指導者資格を入れるということは必要かなとは考えております。ただ、今御指摘のように、どの資格がいいのかということまでは、一つ二つに絞り切ることは難しいと考えましたし、そのところは多少幅を持たせてもいいのかなということがあって、①～⑩までということで修正案では提案させていただきましたが、ここはもう少し精査をすべきだと感じております。

また、安全管理についてですが、五つの基準ということもあり、そのぐらいがバランスがいいのかなということも思っているところですが、そこも併せて御意見いただき、検討したいと思います。

●飯沼委員

前回の会議の時に、提案されて、この委員会ではいろんな意見が出て、一時間がいいとか悪いとか。これがあつた方がいいとかいう上で、これを作り直すということになったんだと思います。先ほど本城委員さんも言われたと思いますが、認定というのと登録という

のが前回がありました。認定というのは、あくまでこの基準を満たしている、つまり信州型自然保育の目指すべきものというのが、この基準をもって満たされるっていうのが認定だと思うんですよ。単に自然保育という、うまく言えませんが、イメージとしてはやっているというところは登録で問題ないんじゃないかという、前回私はそういう考えで賛成をさせていただきました。今後、これを県として拡大をしてアピールしていく、できるだけ多くの人に長野県にきていただく、事業者を増やしていただく。多分、そういうことでこの認定制度を作るということだと思います。それはそれでいいのですが、今回、認定一本にした内容を見ると、ここに書いてある内容をもって、何が達成できるのかというのが、私にはよくわかりません。例えば、自己肯定感や孤立感が、この基準で達成するというかクリアするというのがよくわかりません。今現在ある認可保育所や無認可保育所の保育内容と信州型自然保育の差がよくわからないというふうに思っております。もうひとつは、これをやることによって、認定団体の社会的責任がこの2枚目にあるわけですが、認定をする側は何を認定をするのか、社会的責任を負わせる団体に対してどういう支援ができるというのがよくわかりません。実際に保育をする窓口は自治体単位になると思うんです。自治体の担当者として、これをどう広げたらいいのか、どう使ったらいいのか、この辺が見えにくいもんですから、この認定基準のこれとこれというふうに言えなくて申し訳ないのですが、ちょっとよくわかりません。本当にこれでいいのかがわからないというのが正直なところです。

●事務局

自己肯定感ですとか、それ以外の子どもの育ちに関して期待されている面に関しては、これまでも認定・登録制度の中でも基本的にはこの制度の根幹として、子どもたちのそういう成長について達成できるように長野県の保育・幼児教育を広げていきたいという観点から、自然保育に焦点を当ててやってきました。今回の認定制度一本化にした案についても、当然つながってはいるものです。実際、認定一本化にするということに対して、認定・登録に比べてやはり敷居が高くなるのではないかと御指摘もあったのは事実です。登録という仕組がなくなるということで、全ての認定基準を満たさなければならないということになるかと思えます。特化型については、これまでの認定基準を満たすということで今回も整理しているわけですが、届出だけで登録できる仕組がないということは、やはり敷居が高い、間口が狭くなるのではということも我々も考えました。しかし、一方で登録を受けるとのことだけよりも、しっかり県が認定させていただいて、併せて県の内外にアピールする、どこでどういった団体が自然保育を実践しているかということも、県としても情報発信させていただくということについては、登録よりも認定の方が我々としてもしっかり発信しやすいですし、より責任をもって、一つのモデル園として情報発信がしやすくなると考えております。当初から変わらないのは、この制度で財政支援をすることは含めていないので、県としてはこの認定を出させていただくということで、情報

発信により PR させていただくということになっています。

そういった意味で、市町村の窓口の方からして、県がこの認定制度を作って、自分の地域にそれを受けた団体がいて、それをどういった風に考えるのかということについては、市町村それぞれのお考えになるかと思います。県が、団体情報を発信することで、それをキャッチした保護者がその市町村で子育てしようと思うということも当然想定できるかなとは思っております。これが認可を受けている団体であれば、当然市町村に情報があると思えますけども、認可外の保育施設であったりというところが認定をとった場合には、この制度によって中身に関してみていただくことができるかと思います。

●飯沼委員

おっしゃる意味はよくわかりますが、ただ私が言いたかったのはもっと単純な話で、新しい制度が四月から始まるものですから、例えば認可外保育所がこの制度に乗って、新制度で給付対象の事業所になりましょうよということを勧めたいわけですね。やっぱり量的に保育を確保するために、是非この制度に乗ってやりましょうよ。当然、各自治体は、条例を作って基準を定めました。安曇野市も 12 月に条例ができて、給付事業に乗るためにはこういう基準が必要ですよというのをまずやりました。これをやれば財政的にそれぞれの事業所が安定していくということがあるものですから、それがまず第一で、それに対してこの自然保育というのをプラスしてやってもらえばいいのかなと考えておりました。それはそれでいいのですが、この自然保育を付け加えたことで、保護者にとってどれだけ訴求力があるのかということが事業者にとって一番大事なところなのかもしれないと思います。つまり好きにやっていただく方ならそれでいいです。しかし、制度に乗ってしっかりと事業を進めていくということを自治体としては考えていきたいので、そうすると、何らかの担保をしてあげないと継続的なことにはならないと思います。そうすると、なんとか新しい制度に乗るようにこれを使ってそちらに簡単に乗れるというのがあればいいなという思いもあるわけです。ですから、今後の進め方をどうするのかということを確認にした方がいいと思いますし、それを前提として、認定の中でこういうものを入れてちゃんとそちらに伝えられるようにした方がいいんじゃないかということを確認したんです。わかりにくくてすみませんでした。内容はよくわかります。

●飯島委員

いくつかありますけども、13 番、14 番については本城さんがおっしゃったとおりであります。それと同時にこの自然体験活動に関する指導者の資格を取る時に、果たして、そういうところで資格を取ってる人が重要なのかということが一点。それと、簡単に言うと、全国初の信州型自然保育とうたっているのに、何でよその資格が必要なのかということが単純な質問であります。

併せて、10 番、11 番の自然体験活動に関する外部の研修会とありますが、これはどこで

誰がやっているものを指すのでしょうか。そういうものがあるのでしょうかというこの疑問です。

それから、3番目ですが、会計については公立に限らず認可されている園であれば全部やっています。これは必要ないかと思います。

それから、6番目ですが、これは借用書がなければいけないのか。近所のお宅のおじさんが「うちの山使っていいよ」という程度のものなのか。その辺を含めて詳細が必要なのかなと思います。

それから、さっきお金は出さないとっておられました、17番でそう書いた以上、お金を出さないのにこの基準はないだろうというように思います。

最後に、特化型と普及型を作った以上は、長野県の信州型自然保育の認定ということを経営者が銘打った以上は、特化型にインセンティブを働かせるつもりがあるのか。いわゆる普及型を少しでも多く特化型に持っていくつもりがあるのかどうか。その辺のところはどうお考えなのか。

●事務局

1番と3番に関しては、今御指摘いただいたとおりかと思います。

6番については、借用者や賃貸契約書の提出までは想定していません。地域の方にも話がついていたりとか、公園とかも含めて、日常的に園庭の外にあるフィールドが使いたい時に使える状態であるということイメージしています。それをどう証明するかということについては、実践報告書の中に記載してもらい、なおかつ現地調査で満たすものかと考えております。

13番、14番については、確かに御指摘のとおりかなとも思います。いろいろと事務局で議論している中で、指導の質を担保するという意味で、どういうところでどういうことをやっているのかという基準プラス、保育者がどういう関わりをしているのかという観点も基準に入れたいと考えていまして、そういう中でなかなかいい基準が見つからないという中で、今回のような一般的な資格を基準に入れました。ですので、もし委員の皆様から、もっと指導者の質を測る上でいい基準があれば、是非御指摘をお願いしたいと思います。

確かに、この資格を持っていればどれだけの資質を保証できるのかということは事務局内でも議論になりました。全ての資格に通じるとは思いますが、資格を持っていれば安心ということはないかと思います。指導者に関する質を測るということは非常に悩んだところでもあります。

安全管理の資格に関しても同様ではありますが、この辺はちょっと質が違うのかなとも思います。⑤は私も研修を受けたことがあります、内容は非常に有効的だったなと感じております。安全管理に関してはこういう資格を活用するというのもありかなと考えたところでは。

もう一つ、17番についてですが、確かに御指摘のとおりかなとも思います。意図としては、

もちろん定められた保育者の人数の中で、通常みなさんやってらっしゃるわけですからそれで十分であれば、あえて基準に入れるのは余分なのかなというふうにも個人的には思ったりするので、また他の委員の御意見を伺いたいと思います。

●山本こども・若者担当部長

特化型を一つでも増やしたいのかという御意見についてですが、そもそも二分類にしたのは、各地のいろいろな園の取組や保育研究会での御発表を拝見する中で、本当に長野県にはどこでも何らかの自然体験活動をしているんですよね。アンケートをとりますと、八割近くの保育園や幼稚園が自然体験活動をしているという回答がありました。やはり、自然体験をしている思いがそれぞれ違うし、保護者も多様な価値観の中で、一日30分程度でいいなという保護者もいれば、一日丸々自然と関わらせたいという保護者もいるわけです。それは、どっちが良くてどっちが悪いということではなくて、保護者の感覚や価値観の問題だと思います。ただ一つだけ言えることは、そうはいっても、これだけ自然が豊かな中で、全く自然に触れないで過ごすということもどうかと思いますし、あと、せつかくの自然がありながらそれを有効活用しないというのもどうなのかなと思いますよね。だから、信州型自然保育というのは今までになかったスキルをくっつけるというよりも、もうちょっといろいろな形で広く自然を活用してもらおうというように、それが必ずしも一日中過ごすような野外保育型でなくても、いろいろな制約のある中で工夫して短時間にやっていただくということがいいのかなと思っています。だから、このネーミングがもしかしたら優劣の印象を与えてしまっているとしたら、決してそういう意味合いではないということをお伝えたいです。決してどっちが良い悪いということをお伝えしたいわけではなく、普及型から一園でも特化型に移れば良いというようには全く考えておりません。ただ、同じ、一日中屋外で過ごす中で、子どもの安全・安心とか運営の安定性等は図ってもらいたいなとは思いますが、かたや普及型では、そういう自然保育を取り入れているところでも、一層の安全管理に関する知識を身に付けてほしいし、そういうところは信州型自然保育だから、既存のそういった自然の知識とは違うだろうっていうのは違って、基礎的な安全に関する知識というのがあって、なおかつちょっと考えることかなと思っています。

●事務局

10番、11番について、研修会や研究は何を指すことなのかという御質問ですが、これは長野県保育園連盟さんや長野県私立幼稚園協会さん、いろいろな学会的なものなどを含めて、自然体験というテーマに関係するというような研修における実績があれば、過去2年間においていいという意味合いです。これも、関わる保育者の質という観点の基準の一つとしてあらわしたものです。どの研修がよくて、どれがダメかということまでは考えておりません。

それを何で見るかということ、その時の資料をつけてもらうということでチェックするこ

とを想定しています。

繰り返しになりますが、特化型と普及型の優劣は考えておらず、どちらも信州型自然保育として認定するというように考えております。

●飯島委員

名前がこれだと、どうしてもそういう風を感じてしまいますよ。出だしからそういう説明を受けているので、理解はしていますが、パッとこれを見ると、そういうような誤解をしてしまうおそれがあります。

●上原委員長

ネーミング募集します。是非御意見ください。

僕も最初は、普及型から特化型に成長してほしいなという思いはありました。あるいは長野県中がそうになってほしいと思うこともあったわけです。でも今はそうは思いません。というのも、長野県本当に様々な園があり、それぞれの特色をだしています。そののそれぞれにとって大事な特色を、並べて自然保育と言ってくださいというのはもったいない話で、自然保育は自然保育で一生懸命やっていくということ。それぞれのところで独自にやっておられることは、大いに、それを一生懸命やりましょうということです。そういう中で、もし、自然体験を取り入れてやってくれるというところがありましたら、普及型というネーミングでやっていただけるとこちらはありがたいと、そんな風に思っています。やってほしいという思いと、片や、個別性・独自性を大事にしておきたいという思いで、僕は位置付けています。

それからもう一つ、資格のことは、県の方こういう制度にする以上しっかり考えていかなければいけないと思いますが、今どの資格を使うかということになっていますけども、後々は人材養成ということも出てくる話ですよ。これは何か考えておいた方がいいと思います。僕も、県短の中で自然保育の授業を後期にやりました。やっぱり感じることは、飯島先生がおっしゃったとおりです。僕はキャンプ協会でインストラクターやディレクターをやっていますが、それが即保育かというところではない。どう移行させるのか、どう同調させるのかということを考えてみます。かたや保育をやっておられる方からは、じゃあどう自然や体験へ手を伸ばしていくかは、これもまた工夫がいるところだなと思います。これは考えてみる、あるいは手がけてみる必要があるのではないかなと感じています。

実際に授業してみたり、授業用のテキスト的なものを作ってみたりしながらやっているのですが、そうすると、なかなか手ごわい。既存の資格をそのまま使えば全部オーライということにはいかないという気持ちは同じように持っています。また、人材養成というもののしっかり考えていかなければいけないと思っております。

●飯島委員

単にこれは資格というふうにしてしまっているが、これは今先生がおっしゃったように、県内の養成校があるわけだから、県に関わる養成校の中でそういった資格まで考えていくようなこともあれば、そこを卒業した保育士たち幼稚園教諭もみんなそういう資格を持っているということも大事なんじゃないかなと思います。県が進めていくということは。そんなようなことをふと思いました。

●上原委員長

資格というか、人材というか、そういうことですね。

●山口委員

先程飯沼委員さんから、この基準をみただけだと、どういうことが達成しているのかわかりにくいという話があったので、それに関連して思ったことです。先程の事務局の説明だと、認定基準についてはかなり絞り込んでいて、実践報告書については別の書類を添付するということに整理したということもありますし、私の理解では、認定基準については、自然保育を実践するための環境整備のところには絞り込んだので、保育内容に関することがこの中ではわかりにくくなっているということは、いたしかたないことなのかなというふうに理解したところでした。そうすると、実践報告書の質ということをしっかり見ていかなくてはならないのですが、それが認定審査の根拠資料という形になるわけで、そこを分けたということが新しくなったところだと思いますので、それをどういう視点で見るかということが問題になってくるかだと思います。というように、軽くその辺を言おうと思っておりました。

認定基準の中で言うと、自然保育ガイドを常備していることとか、研究保育を行っていることや事例発表を行っていることについては、特に研究保育というアイデアについては私も若干関与してしまったので、その辺についてお話ししておくと、結構園の中で研究保育をやってらっしゃるところが多いかと思ひまして、外に出て事例発表というよりは、むしろ保育者同士の学び合いということでお互いの保育を見合うという機会は、一年に一回ぐらいはあるんじゃないかと思ひます。幼稚園を見ているとそういうふうに思ひましたので、研究保育っていうので、それを自然を基軸とした保育内容で研究保育をやってらっしゃるようであれば、十分基準になるんじゃないかなと私は個人的にそう思ひます。

特化型と普及型の印象ですが、今まで県内の園を見させていただく中でこの制度の話をする、まだ、あれは「森のようちえんの制度ですよ」「公立園には関係ないですよ」という認識でいらっしゃるところが多いです。そうではないんですよということを少し補足説明させていただくと、それならうちの園でもやっていますとおっしゃるところが多いので、普及型ということの意義をきちんと説明していけば、今やっていることをきちんと認めて欲しいという園は出てくるんじゃないかというふうに思ひています。

それにしても、認定基準そのものでは、結構わかりにくいというのは飯沼委員さんのお

っしやったとおりじゃないかともしれないので、これを説明していくための機会を何回か作っていくということは必要じゃないかと思いました。

●本城委員

認定基準の10番、11番、12番のことです。ここは、結論からいうと、特化型と普及型が同じ基準になっていますけども、分けるのはどうかなというふうに思っています。

10番ですけども、普及型の場合は、外部の研修会に参加したということでもいいのかと思いますが、特化型は一日平均3時間以上自然体験活動をしていることや有資格者がいるということを前提にして言うと、むしろ自然体験活動に関する外部の研修ということよりも、今僕が勤めている森のようちえんぴっぴの場合で言うと、自然体験活動に対する研修よりも、もっと保育全般に関する、例えば保護者とのやりとりをどうするかだとか、芸術的な活動に関する研修というように自然体験活動以外のものの研修会に参加することがほとんどです。なので、特化型であれば、保育及び自然体験活動の質の担保っていうことで言うと、保育の質を高めるような目的の研修により出ているので、あえて自然体験活動という、出てないなあというのが実情です。

11番でいうと、普及型の団体にも自然体験活動に関する対外的な発表や研究保育を求めるのは、かなりハードルが高いなと感じています。普及型という趣旨であれば、この基準は特化型に限定すればいいのかなと思います。

12番も10番と同様に、どちらかという自然体験活動に対する内部研修というよりも、より保育全般に関する内部研修をやっているのが、正直、自然体験活動に関する内部研修はやったことがないです。現場で日々やっていくなかで、お互いに指摘しあったりだとか学び合ったりはしますが、研修というような形ではやってないというのが実情ですので、これもどうなのかなということを感じました。

●上原委員長

僕の授業を受けているのは幼児教育の学生ではありません。自然体験側の授業は当然できますが、保育の素養が全然ない人に自然保育の授業をするのはとても困難です。保育の素養がない人に保育の素養をどうつけてもらうか、自然体験活動を実施するに際して、それが困難です。これは、保育というものをそもそもやっておかないと、自然保育・自然体験というわけにはいかないぞという、気持ちです。そんなようなことを思いました。

●事務局

本城委員からの御指摘に関しては、そういった認識はこれまでなかったのですが、なかったというのは、特化型というのは例えば、野外保育団体を前提とすれば例えば今のような基準というのはなるほどなと思うところもあります。しかし、基本的には特化型も普及型も全ての団体を同様に考えているので、例えば特化型の方はもっと保育に関する研修を

するべきというように分けるやり方も、逆におかしい話になっちゃうかなと思いました。

今回、この制度については、自然体験活動に焦点をあてて、その質をしっかりと担保するということがポイントでもあるので、言ってしまえば、通常の保育や幼児教育というものに関しては、いずれの団体もそれを当然やっているということが前提の話になっています。ですので、そこにプラスして自然保育という観点でどういう基準をさらにこの制度の中でしっかりさせるかということがポイントになってくるので、あえて保育一般まで広げるのは難しいかなと、率直に感じおります。

●小林委員

今のことで言えば、なおのことこの制度の研修会が大事だと思います。研修会で確認されることの多さは、とても幅が広いんじゃないかなと思います。話が戻りますが、自然体験活動の指導者の資格があれば保育がうまくできるかと言われれば、できない。これは、そこに子どもの発達や生活の視点がないからですよ。ただ、一方で保育園や幼稚園さんの先生の中で、保育や幼児教育はばっちりだけど、自然の中では何をやっていいのかということもあるかもしれない。その融合を、この制度ではカチッとくっつけるんだと、研修では、そこをみんなの中で認識づけて、長野県の中に広げていくんだということだと思います。今やってるからいいんだとか、まだやってないところがどうだとかっていうことではなくて、もっともっと、本当の意味で新しい事柄であるという印象というか、そういうつもりです。なので、話には出てませんが、この制度に出ている研修会には、大いに期待したいところだなと感じました。

●事務局

飯島委員さんから出た部分で17番ですが、実際に国が定める基準による保育者の数で十分ということであれば、あえてこういう基準はいらんのかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

●小林委員

それこそ、どんなイメージなのかなこの基準をみたときに思いました。自分たちは野外での活動が大半なので、大半の時間の中でそこに関わっている保育者以外の人間がどこかに待機しているということがイメージつきません。事務員さんのことを言っているのかなとも思ったのですが、現実的にそれはあまりない状態ではあるので、大きい保育園さんですとわかりませんが、ちょっとわからないなと思いました。

●事務局

イメージとしては、今の制度で定められている人数比率で、前提として、今回の制度の主眼である野外での体験活動を想定していない人数比率なのかなと考えてところもありま

して、そういった意味で今回の制度で、あえて今までの基準、例えば4歳児であれば30人につき一人以上というようなことよりも手厚く考えた方がいいのかなと考えました。それは、実際問題としていかがでしょうか。

●小林委員

結果的に、そういうふうと思う園はそういうような体制になっているけれども、全ての園がそうではないかもしれないので、それが絶対条件としての基準で、施設や活動の維持に関わってくるのかどうかということは、しっかり検討いただいた方がいいかと思います。

●飯島委員

この基準はいらないと思いますよ。8番の基準で、対応できる職員の整備は確保されているとはずですから。あえて別箇に基準を設ける必要はないと思いますね。

●事務局

確かに、今言われてように、安全管理の基本的なところは保育士や幼稚園教諭の養成課程の中でもしっかりカリキュラムに含まれているということは理解しているところであります。ですので、あえて、ここの項目を入れるということで、実際の現場に対して過重の負担であれば趣旨が別になるので、そこは検討の必要があるかなと感じるところではあります。

●飯沼委員

17番については、現実的に今ある野外保育なり森のようちえんなりの実情からするとどうなんでしょうか。例えば、私は行政ですので、公立の保育園の中でみると、保育士が30人に1人、3歳児が20人に1人、3歳未満児が6人に1人とかっていうのは、いわゆる教育基準なものですから、それはクリアしていて、そこに園長がいるわけです。と考えると、それに準じている限りは、全部の園が数的にクリアしていると思います。ただ、現実、森のようちえんなりの野外保育がどうなのかというと、どんなものでしょうか。

●小林委員

うちは今子どもが28人です。定員24人ですけども。それに大人が4人つきます。年齢がいろいろなので、どういう基準でという計算が難しいところですが、そのようにやっています。これにさらにプラス1人とすると、どうすればいいかなと思ったりしますし、今のこの4人というのは、僕の保育の感覚からすると適正かなと思います。

●本城委員

森のようちえんびっぴの場合は、3歳児、4歳児、5歳児20名で保育をする日、2歳児、

3歳児、4歳児、5歳児30名で保育をする日に分かれます。3歳児、4歳児、5歳児20名で保育をする日の場合は有資格の保育者が3名です。2歳児、3歳児、4歳児、5歳児の場合は4名ないし5名で保育をします。これも全て有資格者です。この現状でいうと、17番の基準における対応はできているといえます。もし17番残すとしたら、保育者でなくて、協力者程度でいいのかななんて思います。

●飯島委員

16番があるから、17番はいらないですよね。安全管理の受講者が1人いるんだからいら
ないですよね。単純にそう思います。

●事務局

御意見を踏まえて、こちらの方で整理したいと思います。今、ここまで御指摘いただい
たところを、確認のために申し上げます。

まず、特化型・普及型のネーミングのことについて御指摘が一つございました。

基準の項目で言うと、1番、3番の表現上の御指摘がございました。

6番に関しての御指摘がありました。

10番、11番、12番、13番、14番、16番、17番について御指摘をいただきましたが、
他に漏れはないでしょうか。

今日のこちらの修正案について、全体の認定一本化にすること、認定区分を二つ
設けたこと、認定手続きの全体の流れの部分に関しては骨子案として御承認いただければ
ありがたいなと思います。

あと、基準に関してですが、今御指摘いただいた部分に関しては修正・検討し、その上
で、後に修正案を出させていただくということで御承認いただければと思います。

●上原委員長

一旦御意見をいただいておりますけれども、今事務局の方で言っていた、
修正は加える・検討は加えるという含みの上で、骨子としてこの線でいくという合意はい
ただけるでしょうか。

【異論なし】

●上原委員長

では、骨子としてはこの線でいかせていただきます。では休憩にしましょう。

休 憩

●事務局

資料2について説明

●上原先生

事例寄せていただいた方、携わってみた感想で何かありますか。

●依田委員

子どもたちと実際に活動している時とかは、自分自身も子どもたちの姿に感動することがあるのですが、それを文字で表現するのはとても難しく、それは自分の課題だなと思っております。本来、指導計画を立てるときは、子どもの姿や、配慮、環境構成というふうに書くのですが、今回はこういうふうに書いてみて、保護者向けの通知を入れることで配慮の面も少し意識しているのですが、これがほんとに、実際にガイドを保育者たちが見るなかで、自分たちもこういう活動やってみようかなとか思うのかどうか。これから実際活動報告を作っていくときに、こういう書き方や形式でいいのかなと考えているところです。ただ、あんまり堅苦しくて勉強みたいになってしまうと、ページを開くのも苦になってしまうといけないかとも思います。読み物を読むように読んでもらえればいいんだけど、そういった文章力というのはなかなか力がないので、どのような表現がいいのかなと思いました。

●飯沼委員

これは何部ぐらい作る予定ですか。

●事務局

600部を考えています。

●飯沼委員

多分保育者向けなのかなと思います。内容見てもふつうのお母さんにはわからないと思います。保育者向けということであれば、先ほど依田委員がおっしゃったように、読み物としてというよりは、こういうふうに書いてもいいのかなと思いました。

●飯島委員

600部じゃ少ないですね。公立の保育所、幼稚園、認可外保育施設ありますから。

●飯沼委員

データで送るのもいいんじゃないですか。印刷は各自で行うとか。データでやればカラ

一で全部見れますからね。

●事務局

県の公式 HP の方には全てのデータを載せることを考えております。

●飯沼委員

自治体向けに平均 3,4 冊ぐらいいけばだいたい足りるんじゃないですかね。それ以外は、自治体から保育園へ配信してもらうというやり方でいいんじゃないですか。

●飯島委員

そういうやり方でみんな見ますかね。唐木先生がやっている幼児教育連絡会議でも、各園や学校に配られても、見ないと思います。どういうふうな形で周知するかは重要だと思います。知事がこれだけ力を入れているなら、予算なんて言わずに、カラーで各園に配るぐらいしないとダメだと思いますね。資料編以下は上手にできていますもんね。やろうとする保育士は役に立つと思いますよ。

●荒井委員

これは、例えば認定制度が動いて、認定する園に常設することという基準がありましたけど、その場合、認定された園はダウンロードしたものを置くというイメージなんですかね。これが配られるわけではなく。

●飯沼委員

認定書と一緒にこれをお渡しして、ちゃんと見てくださいよというのであれば、カラーで印刷して見やすいものにしないといけないんじゃないですかね。そのぐらいの予算は是非とっていただきたいと思いますね。

●上原委員長

事務局の苦勞がしのばれますが、まあ、そういうものですよ。

●本城委員

細かな点になりますが、以前もこのガイドのイラストについて言及しました。要は、現実と即したものもしくは写真に置き換えるということで、大分改善されているし、写真も増えているんですが、例えば 22 ページの水に関するところのイラストでいうと、こんな大きな魚はとれない。傘は使わなかったり、後ろのページにありますが、帽子をかぶっているという部分だとか、そういった意味でいうとこの部分は写真で置き換えられるなと思います。

24 ページのイラストについても、これ後半の服装についてもありますけど、耳当ても、ぴっぴではやめさせています。音の関係で、耳当て自体はダメというふうにしています。

36 ページの火に関するところ、他の部分もそうですが、危険性を伴う部分があるので、ここら辺とかはしっかりとリアルな写真で現実に即したものにすべきだと思います。何を伝えたいかという、雰囲気伝えたいのではなくて、しっかりと現状を伝えることが大事なので、イラストでごまかさずに、しっかりと現実の保育の写真を使うべきだと思います。

57 ページの服装に関するところは、確かに、こういうふう正面から子どもの様子をとった写真はなかなか少ないと思うので、もしイラストで代用するのなら、もう少し写実的というか、イラストふうにはせずしっかりと伝えないと、誤解や混乱を招いたりするので、もう少し工夫が必要じゃないかなと思います。

●木戸委員

ガイドの方、いろんな面ですごくよくできているなと思います。細かいことはいくつかあるのですが、大きな点で、先ほどの飯沼先生の方から話が出ましたが、実際に保護者がこれを見ることは少ないとは思いますが、中の方で子どもの育ちとか保育者の思いが入ってくる中で、これは例えば親側にどんなふう自然保育の意味があるのかということの説明したり理解を得るという意味で考えると、保護者の声、例えばおうちではこんなことを話してくれました、こういうところへ出かけるようになりましのような、保護者の声みたいなのを一つ入れたらどうかなと思いました。あと一つは、地域の声ということで、最後は地域のページがありますが、それ以外でも地域の人との関係性作りが感じられるものがあれば、深みが出るのではないかなと思いました。

●事務局

本城委員に言っていたように、イラストとして間違っているというような、現実と即していないことは載せるわけにはいかないなと思いますので、その観点から御意見をいただければと思います。

あと、保護者への周知についてですが、リーフレットも今年度予算で盛っております。来年度以降も同様の趣旨でリーフレットの予算を要求しています。

●小林委員

さっき話があって、聞いてなかっただけだったらすみません。5 ページで自然保育とはというのがありますが、一番最初の方にお話しさせていただきましたが、この制度そのものが何でいいのかとか、どんなことを大切にしたいのかということが、実際にこれが保育者が読むのであればなおのこと、今みなさんがやっている保育に加えてこれをやるということがどういうことなのかというようなことを、もうちょっとわかりやすく伝えると

ということで、「対談」形式の表現を御提案しました。この前までの資料では、委員長さんのコメントみたいなのがあったと思うのですが、そういうのはみんなカットになったのでしょうか。

●事務局

それは、今どうしようかなと考えている部分で、ページが多くなっちゃっているというのも一つあります。あと、自然保育とはというページがもちろん一番大事なんですけども、そこに書く文言というのは、認定制度の方と整合させる必要があって、資料1-2でA3で大きく出させてもらっていますが、ここに載るようなことを、もっと親しみやすくガイド用に載せるイメージで考えています。

●本城委員

小林さんが言われてポイントはすごく大事なことで、対談なのかどうかは別として、そこは是非盛り込んでもらいたいと思います。

ページ数のことで言うと、これは行間を詰めればまだだいぶ減ります。行間詰めれば2/3ぐらいのページ数になるので、それをして最初の部分を充実した方が、保育に関わる方たちにわたった時にしっかりとしたメッセージが伝わるとと思います。

●飯沼委員

本城先生は、行間を詰めればとおっしゃったんですが、申し訳ないですけど、私はもっと減らすべきだと思います。これは、保育士が見た場合でも途中で嫌になります。

新制度のパンフレットのパンフレットも国が作っていますが、あれだけ面倒な制度を説明するのに、行間は広くとって、文字も大小使い分けてインパクトを与えています。

申し訳ないけど、文字数はこの半分でいいんじゃないかと思います。それでページが増えるなら増やせばいいんです。もし、本当にこの自然保育の普及にお使いになるのなら、先ほどの小林先生の言われたことも含めて、ちゃんと入れないと、それはどうなんでしょうね。認定書と一緒にこれを渡すということであれば、これが宝物になるわけですから、それぐらいのお金はかけていいんじゃないかなと思います。

●山口委員

貴重な御意見ありがとうございます。私どもも、少ない作業部会の人数の中でいろいろと検討しながらやっているわけですけども、作っているときは夢が広がっていろいろなことを盛り込みたくなるのですが、しかし、実際にページの中に入れ込んでみますと、私個人としては情報量が多いなと感じています。前回出したときの案では、もう少し基本ページの中では2段組みではなくてゆったり感があったのですが、2段組みにするとすごく、読む気がなくなる字ずらになっちゃったなというのは感じているところです。

強調すべきところとそうでないところがあると思いますので、そのところのフォントは使い分けたいと思います。あとは、情報として本当にこれが必要かということをもう少し精査した方がいいかと思います。例えば、作業部会の中でも少々悩みましたが、24ページのあたりで、今はコラムになっていますが、気象災害から身を守るための知恵ということで、これはとても大切なことなのですが、これを入れると入れないとどれぐらい印象が変わるかということになってきます。これをどこに入れるのか難しいです。空・天候のところ非常に文字として見にくくなっているのはどうしたものかなと思っています。基本ページそれぞれでも、情報量の違いでかなり印象が違ってきています。そういったところも問題の一つと思っています。

事例については、本当に依田さん小林さん本城さんに御協力いただいて、充実されるようお願いしているところです。本当にいい事例を出していただいてありがたいと思っております。私と確井先生、田中さんとほうぼうの幼稚園、保育園を周らせていただいて収集したのですが、限界がありまして、実際にその事例の現場を見たわけではないので、やはり子どもの活きた姿を書くのが難しいなと思っているところに、お三方の御協力をいただいたおかげで、随分といい感じになったなと思います。

見せ方やイラストの件も、適宜依田さんや小林さんあたりに御相談しながらやってきたところではありますが、間違った情報とかがあれば、それは真摯に受け止めたいと思いますので、また御指摘いただければと思います。

●上原委員長

小林さんや本城さんに言っていたように、最初のページは大事かもしれませんね。全体の筋を作る上でね。

●飯島委員

時間が少なくなってきましたから、ちょっと一つ。

さっきの認定基準に戻らせていただきますが、普及型から特化型に進めさせる意図はないということは理解していますが、できないような条件だと難しいと思います。例えば、普及型の人たちが特化型にしようと思ったときに、絶対これはできないよねという要件があるといけないと思います。これは例えばの話ですが、一日平均3時間以上だと、これをやられてしまうと幼稚園ではできないだろうと思います。そういうような時間を設定してしまうと、これはあなたたちはこなくていいよというような線引きになってしまいますから、しかもこれは、一週間を幾日と考えているかはわかりませんが、5日と考えているのか6日と考えているのか、それによって、どこかで固めてやれば、平均だからできるというような、できる範囲の設定を考えてほしい。ですから、ひよっとすると幼稚園の皆さんが、2時間ならいこうと思えばできるとか、2時間半ならいこうと思えばできるとか、そういう形で。保育園ならまだ午前と午後ありますから、この3時間でも多少はあるかな。

でも、いけないという条件だったら、この特化型と普及型は全然分れてしまうということになりますから、そこのとこをちょっと考えていただきたいなと思います。

●飯沼委員

実は、これを読ませていただいて、私が一番素晴らしいと思ったのは47ページです。リスクとハザードの考え方ということで、ちゃんと危険というたった一つの言葉をリスクとハザードに分けて定義して伝えるということは、保護者にとってすごく安心感があると思います。自然保育=危ない・危険というイメージがどうしてもあると思います。それを、そうじゃなくて、リスクがあるからいいんだよとうたっているの、このページはすごくいいと思います。私は、このページこそカラーにさせていただきたいと思います。そのくらいこのページはいいページだと思います。

そういう意味でいうと、巻頭の言葉とか、いろいろ自然保育のよさをアピールするところはうんと大事だと思いますので、別にどうこうというわけではありませんが、感想を言わせていただきました。

●本城委員

先程、飯島先生が御指摘されたところはすごく大事になってくるかなと思います。これを3時間でいくのか。ようはこの認定制度はすごく門戸を開いているという考えでいくと、今の認可幼稚園については門戸を閉ざしているのではないかというふうな御指摘だと思うんですね。なので、そうではなく、認可幼稚園も工夫をすればこの特化型の認定が受けられるということのメッセージを伝えるか伝えないかということだと思うので、3時間でいくのか、2時間か2時間半でいくのかということについて、あと一回しか検討会がないので、今回で議論することができるのであれば、しておいた方がいいのかなと思います。

僕は、確かにオープンな制度の方がいいのかなと思います。認可幼稚園の実情が理解できていないので実際の数字はわかりませんが、努力して届くハードルに設定するのが、考え方として取り得るものなのではないかなと思います。

●木戸委員

関節的に関係することなのですが、今日いただいている資料1-3はハード面のもので実際に中でやっている保育内容については、実践報告書という所定のものに書いてもらうということなのですが、その部分が一番大切だと思います。実践報告書の項目や観点は時々の検討委員会の時に検討できるのでしょうか。

●事務局

実践報告書は、前回まで申請書ということで出せていただいていたものをベースとしています。逆に言うと、あの中から、基準と報告部分を分けたというイメージです。

●荒井委員

ガイドの方の話ですが、僕は今までも、この認定制度そのものは、長野県の自然保育の普及を一番に考えているものだとして理解していたので、実は認定制度よりガイドが大切だと思っています。ようするに、自然保育をやってらっしゃる園の交流であるとか、互いの情報交換であるとか、あるいはそういう情報をアーカイブ化することでいろんな人が見れるということ、大切にしたいなと思ってこの事業に関わらせていただきました。何度も繰り返してしまっていますが、このガイドに関して頑張っていたきたいなと思います。

それから、これで終わりではなく、アップデートできる体制も整えていただければと思います。

●事務局

事例は、来年度以降も集めて、HP上で更新していきたいと思っております。ただ、事例の集め方ですが、今回作業部会であちこち走り回って集めてきたのですが、第三者が書くにはやはり限界がありました。なので、認定制度の中で、必要に応じて認定団体へ事例提供を求めることも可能であるというようなことも入れた方が良いのかと思います。

●小林委員

話があちこちしてごめんなさい。本城さんや飯島先生の、先ほどの時間の話です。自分の思いというか、今回の認定制度の大事なところということで考えると、もちろん既存の保育園さん・幼稚園さん全部含めて、長野県中の子どもたちにこんな豊かな時間が広がることを願うと。これが制度としてどういうところでき切り取られるかは別としても、思いとしてはそういうところで。でも子どもたちが所属している団体や環境や立場によって、差はあったりするだろうし、いきわたらない子どもたちもいるかもしれないが、一方でこの制度は、今、一般保育園さん幼稚園さんを含めて僕らがやっていることの自然との関わりや、その中で子どもたちの自立性を育むという部分は、もちろんそれでよしということでもよしとも考えられますが、もっともっと深めることができるんじゃないかというような、もっと深めて進化して、そのことで子どもたちに一層広がって、さらに広がったことで充実感があるというような。大袈裟にいうと社会が変わるような気分はあって、だとすると、いまやっていることの部分だけで、これが認定にひっかかるかひっかからないのかということだけで制度を決めてしまうと、深まりが足りないというか、当然時間の話だけで深まるのかどうかという問題はありますが、若干、今よりもどの団体もそこに対して意識して活動するということは前提となるだろうと、今あることを認めてもらうという制度ではなくて、もっともっとやっていきたい充実させたいというようなことも含まれる制度であるのであれば、単純に幼稚園3時間は難しいという話はあるにしても、そこは排除ということではなく、これから目指していけるし目指していきたいと思うかというような希望が持

てる中身にしたいと、自分たちの保育をがらんと変えてでもここを大事なんだと思っていただけるといいなと思えるような制度であってほしいです。時間は2時間だろうと3時間だろうと、興味のない園は全然ないかもしれませんが、そこも含めて大事だとみんなで共有できるような制度になんといいなと。漠然な話になってしまいますが、それで間口が狭まるとは思わないというか、むしろ間口が広がるために、ここが魅力的な子どもの時間になるために、研修や実践もガイドもトータルでいろいろとやりながら、そんな制度になるといいなと思っております。

●飯島委員

小林さんの言うことよくわかるんですが、ただ、幼稚園の時間というのは決められていますよね。その中で3時間というのは、ダメだと言っている形と同じだなということです。あえて、私は幼稚園側ではなく保育園側ですが言わせてもらっています。実際に送り迎えなどがあると難しいと思います。このままでいくと幼稚園の方はいいですよと言っているように見えるから、あえて言っているだけでして、それはやっぱりあまり良くないなという感じがします。保育園の方は、8時間が最低限ありますから、やろうと思えば、平均ですからできます。ただ、さっき言ったように、週5日にするのか6日にするのかというものありますし、雨の日もあるし雪の日もあるし、やろうと思うと細かくいろいろと考えてしまいますけれども、その辺のところ、長野県中の幼児教育や保育をやっている人が、いこうと思えばいけるハードルでないと。無理すればいけるハードルでないと。制度の中では、幼稚園は4時間ですか。長くても6時間ですから、その中で3時間という、送り迎えもありますから、難しいなと私自身は思うので言わせていただきました。

●依田委員

時間のことなんですけど、特化型、普及型というのは、特徴だと思います。保育の内容の特徴だと思うんですね。例えば、一日平研3時間以上というのが難しいというのであれば、3時間以上活動する日が月に何日あるというふうにやれば可能になるでしょうか。考えられますか。本気でやろうと思ったら、3時間必要なきつてあると思うんですね。特化型というのは、そういう活動をしようと思う特徴なんだと思うんですが。このガイドのところの表にもありますが、信州が誇る豊かな自然環境の中で子どもたちをのびやかに育てましようというところを理想として、みんなが目指していくための制度だと思うんですけれども、そういう理想を描けるような制度にしていく必要があるのかと思います。

●本城委員

特化型と普及型が、最終的にどれぐらいの団体数があるとその信州型自然保育の認定制度の一般認知が進んだりとか、全国の認知が進んだのかということにすごく左右されると思います。あまりにも、特化型とか少なすぎても、すごく特殊なことをやっているという

形になるだろうと思います。僕のイメージだと特化型の数に普及型は引っ張られるだろうなと思います。普及型だけが増えて、特化型がすごく少ないということもないだろうと思います。特化型の魅力的な活動が、普及型の数を引っ張っていくイメージがあります。そういった意味でいうと、特化型の数を増やしていくということは非常に大事だと思います。そういった意味で、認可幼稚園が4時間のうち2時間を自然体験活動という、いわば半分ですね。制度上の半分ということであるという、すごく日常的になっているなと思います。それが、4時間が1/4の1時間だったり30分だと日常的な活動にはなっていないでしょうけれども、2時間という、午前中丸々もしくは午後丸々自然体験活動をしているという風なことであるという、認可幼稚園の制度の中でいうと、2時間は十分な自然体験活動の時間だというふうに僕は思います。なので、特化型の認定基準の7番、一日平均3時間以上というのを2時間にするということには賛成です。

●飯島委員

依田委員さんの意見を全面に出していきますと、また議論が当初に元に戻ってしまうような気がしますので、あえて申し上げませんが、できればみんなが信州の豊かな自然を活かせるような保育ができる環境にさせていただけるとありがたいなという、それだけでございます。

●事務局

いろいろありがとうございます。

もともと事務局として考えているのは、特化型と普及型がどちらでも選べるようにというのは、冒頭に申し上げたとおりです。ですので、制度の作り方として、部分的にでも飯島委員さんがおっしゃったように、前提部分で参加することが不可能ということが想定できるのであれば、そこは検討しなおした方がいいというふうに考えられますので、この7番も先ほどの他の項目に追加して、事務局としても再度検討すべき項目とさせていただきたいと思います。

本城委員さんのようなお考えがあるのも一つわかりました。ようは、普及型と特化型の二つの区分を作ったのは、それぞれのスタイルを一つは尊重したいということ。もう一つは保護者の方の、ニーズがあった場合に選びやすいように、時間の部分は差を設けて修正案を提出しました。

繰り返しになりますが、それによって明らかに不公平感があるのであれば、それはもう一度検討したいと思います。ただ、一方で野外保育をやっていた団体が私立幼稚園として認可を受けている場合がある。その場合には、もともと認可外でやっていたスタイルのまま私立の幼稚園でやっているというケースもあるので、本当にそこはいろいろなケースを考慮しながら、この7番ももう一度検討の一つに加えさせていただきたいと思います。

●上原委員長

今事務局で言っていたあたりが、大事なことかと思えます。要するに、やっているとこもあるじゃないかということですし、それから、下げて合わせるのかということではないですよ。それは僕は反対です。

長野県、踏ん張る時期ですよ。僕は、しあわせ信州総合計画の検討委員長をやりました。ここから、人口減ですが、40万人、長野市ひとつ分の人口がポッと消えます。そういうとき、長野県はどうやっていくのかということがあります。これは全国に、打ち出していかなければいけないという、そういう役割もあります。それは、アベノミクスは3本かもしれないけど、打つ手は、あらゆるものを打たないとダメです。3本だけで足りるわけではないんですよ。その一本がこれでもあるかと僕は思っています。長野県の魅力をどれだけ発信できるかということです。それで、関心持ってもらいながら、でも、この場はその議論の場じゃないので置いときますが、子どもたちのために、どれだけいい教育をしていくかということにきていると思うんですよ。それ、会議の中でも言いましたけど、みんなが同じようになっちゃったら、これは特徴なのかということですよ。やはり、子どもたちにとっても親御さんにとっても、多様な保育を僕は用意しておきたい。選べる保育であってほしいんです。あの種類しかないよじゃなくて、たくさん用意して、その中から、この子に合った、あるいは私たちの思いに合った幼稚園・保育園を選べる長野県になってほしいなと思います。

飯島さんの言ったことも重いことです。届かないハードルでそれで差別化しておいて、、、

●飯島委員

それは、先生の言っているいろんな多様な保育形態というのは当たり前のことです。ただ、これが長野県の認定という形になるから、今言ったように、長野県のどの保育所や幼稚園でもいけるようなものでないといけないというだけです。それぞれがやっている分には、私は何も言わないです。

●上原委員長

その部分を私も今言おうとしていました。ただ、これから事務局に検討していただきますけど、しっかりした質ですよ。レベルとはあえて言いませんけど、それをしっかりと担保しながら多様な、という切り口なんですよ、これは。そんな踏ん張りの時期かなと思います。

では、検討させていただくということで、会議としてはここまでですかね。

●事務局

ありがとうございました。今日、この委員会では、制度の方は先ほども骨子は枠組みは認定一本化と二つの区分については、承認をいただいたということでありがとうございます

ます。

基準に関しては、今いろいろ御指摘いただいた項目に関しては、再度こちらで検討しなおして基準案としてお示しさせていただきたいと思います。それは次回の委員会までに、各委員さんとやりとりとさせていただくようにして、時間も限られておりますので、早急に進めさせていただきたいと思います。

あと、先ほど飯沼委員さんからもございましたが、各市町村が窓口としてこの制度の御説明をしていただくということにもなりますので、この制度の骨子、今日承認いただいたものも示しつつ、各市町村の保育の担当者や教育委員会からの御意見も受けることも、次回までやっておきたいと思っています。

で、3月の初旬にガイドとリーフレットの発注になりますので、それまでに各委員さんにもガイド及びリーフレットの案について、個別に確認していただきたいと思いますと思っています。

3月17日が最後の検討委員会になります。ここで委員会としてはこの制度全体の承認をしていただくという予定です。その後、まだ日程は未定ですが、年度内に知事会見で制度の創設を発表する予定で考えております。その後、保育・幼児教育の関係の皆さんや市町村の方々に正式に通知をさせていただきます。その後順次、必要に応じて制度についての説明の機会を設けたいと思っています。並行してガイドやリーフレットの配布もスタートさせていく予定です。

4月1日からスタートすることになりますが、来年度の具体的な申請の時期や認定の時期というのは、今日の段階ではまだ未定ですが、次回の3月までにはその辺も含めて御説明できればと思います。

●山本こども・若者担当部長

本当に、本日は予定時間を超過し、途中で暖房が切れてお寒い中、長時間の御議論ありがとうございました。

皆様のお一人お一人の、この信州型自然保育にかける情熱が本当に伝わってきまして、是非、これを親御さんや子どもたち、保育の現場で頑張ってくださいっている皆さん一人ひとりと分け合うことができればいいなと思います。3時間であれ1時間であれ、どんな形であっても、例えば3時間の中で工夫して一層いい形の自然保育を提供していけるようなものであってほしいと思います。

決して間口を狭くしようとは思ってなく、そういうこともあって、この二通りの認定を用意いたしましたので、是非、その辺を御理解いただきまして、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本当に、本日は長時間ありがとうございました。